

○ 財務省令第百六十七号（昭和五十七年大蔵省令第百六回）
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第百六回）
平成十一年大蔵省令（昭和五十七年大蔵省令第百六回）
平成二十一年大蔵省令（昭和五十七年大蔵省令第百六回）
平成二十六年五月三十日付規則（昭和五十七年大蔵省令第百六回）
平成二十六年五月三十日基づき、平成二十一年大蔵省令（昭和五十七年大蔵省令第百六回）
平成二十六年五月三十日基づき、平成二十一年大蔵省令（昭和五十七年大蔵省令第百六回）
平成二十六年五月三十日基づき、平成二十一年大蔵省令（昭和五十七年大蔵省令第百六回）
平成二十六年五月三十日基づき、平成二十一年大蔵省令（昭和五十七年大蔵省令第百六回）
平成二十六年五月三十日基づき、平成二十一年大蔵省令（昭和五十七年大蔵省令第百六回）
平成二十六年五月三十日基づき、平成二十一年大蔵省令（昭和五十七年大蔵省令第百六回）

四 発行方法の適用振替等法の三
二 法律行項及び根拠を規定する記述
一 の法發号名稱及び記述

競争う札価振の以律社項五条律一二第十条九特
争入。へ格替適下へ債及条第第項十一二第三年別
入札に以機用「平成十三年法律第七十五号」
札發行と同時に行う。以下「平成二十六年五月三十日基づき、平成二十一年大蔵省令（昭和五十七年大蔵省令第百六回）」
とによる発行と並び、同法第二条第一項及び根拠を規定する記述

六

イ
イ
發入価
札格行
發競
行爭額行争非者
入価・別債
札格第參市
發競I加場

五

口
イ
方募入価法入
札格決
發競定
行争の

万面た条三四項計金政は発四う円額
 円金政第十項、に法法、行十ち
 額府一六、第關第第額し六、
 で短項条第九す九七面た条特
 二期の第九十る条条金割第別
 千証規一十四法第第額引一會
 九券定項五条律一一で短項計
 百にに及条第第項項二期のに
 九つ基び第二八並、兆国規關
 十いづ第一項十び財六債定す
 九てき百項、三に政億ににる
 億は発三、同条特融円つ基法
 三、行十第条第別資、いづ律
 千額し七百第一会資財てき第
 万

込募各當も各
 み限國ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を囲別応ち
 割内参募応
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 。各の割高
 申応りい
 価一を場で
 格國定特あ
 競債め別つ
 争市る參て
 入場も加、
 札特の者財
 発別にご務
 行參よと大
 「加るに臣
 と者發応が
 い・行募各
 う第へ限國
 。I以度債
 非下額市

十二	口	イ一	發	振額最	七	口
償行争非者特国	入価發		替	低行争非者特国入価込	行争非者特国	
還入価・別債	札格行行		額	入価・別債札格金	入価・別債	
期札格第参市	發競価		単面	札格第参市發競金	札格第参市	
限發競I加場	行争格日		位金	發競I加場行争額	發競I加場	
平成二十七年四月二十日	十額募十額六面価五面錢金格錢金	平す額の振成るの記替。整載法	千萬円	千七二九万兆百二二	面た条特金割第別額引一會で短項計千期のに九國規関百債定す九にに入る十つ基法四いづ律億てき第円は発四、行十額し六	
	額七額百厘百円以上につきそれ十九十	數又の倍は規の記定に金錄に額はよ		九千千百九三円百億九十六億四百七十四万円		
	十ぞ十一九れ九円の九	に、るよ最振る低替も額口の面座と金簿				

十
六
十
五
十
四
十
三

払者入場元償
込札所金還
期参支金
日加払額

平 財 日 額 償 当 た
成 務 本 面 還 た だ
二 大 銀 金 る し
十 臣 行 額 を と 、
六 か 百 支 き 償
年 ら 円 払 は 還
四 通 に う 、 期
月 知 つ 。 そ が
二 を き の 銀
十 受 百 翌 行
一 け き 営 休
日 た 円 日 営 業
に た 者 日 日
に に